

令和 7 年 6 月 11 日付け公告の内容

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 8 条の規定に基づき、県営大塚上地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したいので、同条第 1 項の規定により、変更後の土地改良事業計画の概要等を公告する。

なお、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者で、その農用地若しくは土地について、当該県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第 3 条の規定により、令和 7 年 6 月 23 日までに、龍ヶ崎市農業委員会に申し出られたい。

令和 7 年 6 月 11 日